

山形県財政の中期展望

令和7年2月

総務部

1 はじめに

令和7年度一般会計当初予算では、県税や地方交付税が増加となった一方で、社会保障関係経費や公債費が引き続き高い水準で推移すること、また、自然災害をはじめとした様々なリスクへの対応、その他行政需要の多様化・複雑化等により、多額の財源不足額が生じました。

これに対し、県有財産の売却や有効活用、基金や特別会計資金の活用、県債の活用等により、さらなる歳入確保を図るとともに、事務事業の見直し・改善や行政経費の節減・効率化に取り組み、より一層の歳出削減に努め、財源不足額を圧縮しました。そのうえで、なお不足する180億円については調整基金を取り崩し、収支の均衡を図りました。

今後を展望すると、一定の経済成長が見込まれたとしても、金利の上昇に伴う公債費の増加や社会保障関係経費が高い水準で推移することなどによって、ここ数年は引き続き多額の財源不足額が生じるものと見込まれます。

この「山形県財政の中期展望」は、財政収支の中期的な見通しを示すとともに、財源不足額の解消のための対策検討の指針とするものです。

なお、後述する対応策は、現時点で想定されるものであり、社会経済情勢の変化や地方財政制度の動向により、大きく変動するものです。

2 財政収支の見通し（財源確保対策前）

令和7年度以降も毎年度、150～200億円程度の財源不足が見込まれており、財源確保対策を講じなければ、多額の財政赤字が発生してしまいます。

（単位：億円）

		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
歳入	県 税	1,150	1,182	1,199	1,210	1,221
	地 方 交 付 税	2,131	2,221	2,255	2,311	2,355
	国 庫 支 出 金	827	717	719	725	725
	県 債	525	441	418	440	479
	そ の 他	1,941	1,824	1,782	1,749	1,712
	計 (A)	6,574	6,385	6,373	6,435	6,492
歳出	人 件 費	1,478	1,578	1,493	1,581	1,510
	社会 保 障 関 係 経 費	716	716	716	716	716
	公 債 費	888	912	957	980	1,005
	一 般 行 政 費	2,590	2,507	2,499	2,441	2,485
	投 資 的 経 費	1,082	868	854	869	921
	公 共 事 業 費	381	380	381	378	380
	単 独 事 業 費	312	280	252	292	327
	国 直 轄 事 業 負 担 金	134	131	128	120	120
	そ の 他	255	77	93	79	94
	計 (B)	6,754	6,581	6,519	6,587	6,637
財 源 不 足 額 (C=A-B)		△180	△196	△146	△152	△145
調 整 基 金 残 高 字 ・ 財 政 赤 字		158	△38	△184	△336	△481

注1：「地方交付税」には地方譲与税、地方特例交付金を含む。

注2：「一般行政費」には繰出金、予備費を含む。

注3：令和7年度の数値は財源確保対策を講じた後の当初予算の姿である。

3 財源不足額への対応（当面の数値目標）

「人と自然がいきいきと調和し、真の豊かさと幸せを実感できる山形」を実現するためには、経済変動や自然災害といった外的要因に左右されることなく、政策的な予算を十分に確保し、県勢発展に向けた施策を積極的に展開していくことが不可欠です。

そのためには、調整基金の安定的な推移が重要であり、こうした点も踏まえ、歳入・歳出の両面から財源不足額の解消に向けた対応策を講じていく必要があります。

具体的には、まず、県有財産の売却や有効活用の促進、基金や特別会計の利用見込みのない資金の活用、財源対策のための県債の発行によって歳入を確保します。

その上で、事務事業の見直し・改善や行政経費の節減・効率化など、歳出の見直しを今まで以上に徹底することで、複数年度を通じて、安定的な財源確保を推進していきます。

（単位：億円）

		8年度	9年度	10年度	11年度
財 源 不 足 額 (A)		△196	△146	△152	△145
歳 入	県有財産の売却、有効活用	3	3	3	3
	基金、特別会計資金の有効活用	30	19	11	7
	財源対策のための県債発行	30	30	0	0
	計 (B)	63	52	14	10
歳 出	事務事業の見直し・改善 行政経費の節減・効率化	50	(50)	(50)	(50)
	計 (C)	50	100	150	200
合 計 (D=B+C)		113	152	164	210
調 整 基 金 積 立 額 (E) ①			35	47	65
調 整 基 金 取 崩 額 (E) ②		83	29	35	
対 策 後 の 調 整 基 金 残 高 (F)		75	81	93	158

注1：「事務事業の見直し・改善、行政経費の節減・効率化」の括弧書きは当該年度の新規削減額である。

注2：歳入については、現行制度をもとに試算している。

注3：令和9年度及び11年度の調整基金積立額(E)①について、職員の定年延長に伴いこれら両年度において定年に係る退職手当は発生しないが、負担平準化を図る観点から令和10年度及び12年度の所要額の一部（35億円）を予め積み立てておく分を含む（それぞれ令和10年度及び12年度に同額を取り崩すことになる。また、同様の考え方により、令和8年度は40億円を取り崩している）。

注4：令和8年度及び9年度の調整基金取崩額(E)②については、令和5年度及び6年度の法人関係税等の増収に伴う普通交付税の減額精算に対応するために積み立てていたものを取り崩す分を含む。

（令和8年度はうち20億円、令和9年度はうち8億円）

4 中長期的な財政健全化目標

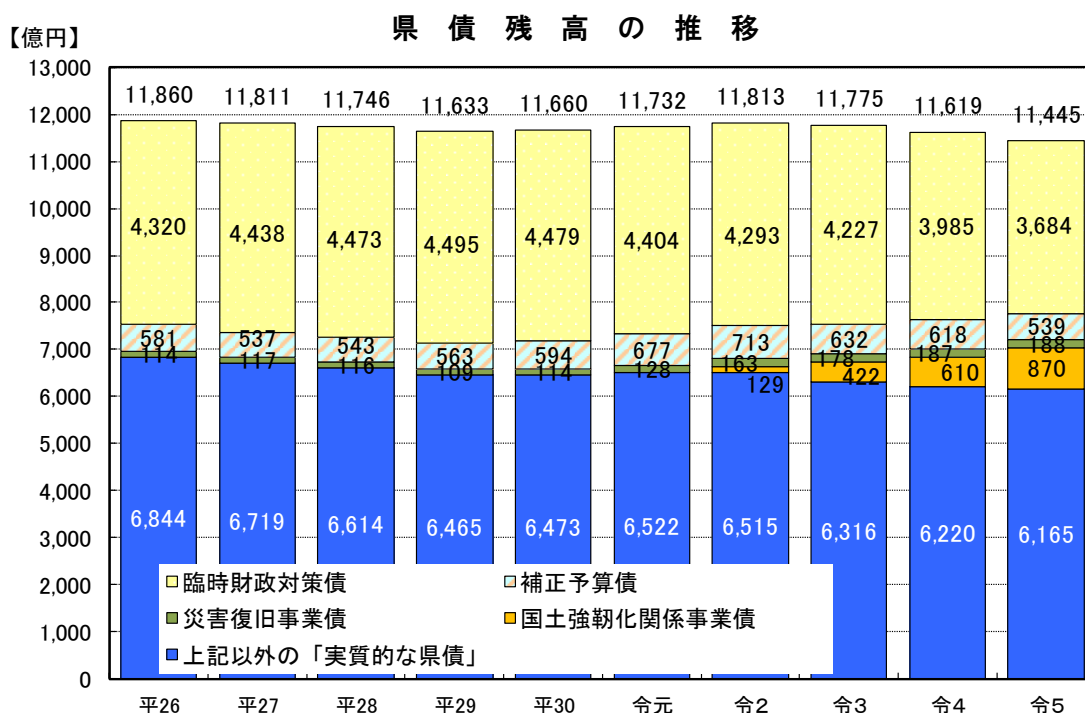
今後の金利上昇も見据えた持続可能な財政運営のため、中長期的な財政健全化目標として、今後の社会資本整備や産業振興の必要性に留意しながら、①臨時財政対策債及び補正予算債、②災害復旧事業債並びに③国土強靱化関係事業債を除いた「実質的な県債残高」の減少を推進します。

令和7年3月に策定する予定の次期「山形県行財政改革推進プラン（令和7年度から令和11年度）」においても、上記①～③の各県債を除いた県債残高の減少を目標に掲げる予定であり、持続可能な財政運営のため、引き続き「実質的な県債残高」の縮減に努めてまいります。

<参考> 県債残高の目標から除外している各県債について

- ① 臨時財政対策債、補正予算債：政府の地方財政対策や経済対策などに大きく左右され、その計上に際しては、県の裁量の余地が少なく、後年度において、元利償還金の全額が、地方交付税制度により手当されることとなっています。
- ② 災害復旧事業債：自然災害からの復旧事業を実施するための県債で、緊急やむを得ないものであり、抑制することが困難です。
- ③ 国土強靱化関係事業債：災害が頻発・激甚化する中、行財政改革の視点から発行を抑制することに馴染まないものとなっています。

(参考)



注1：表示単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある

注2：臨時財政対策債とは、地方公共団体に交付される地方交付税の不足分を補填するもので、「地方交付税の身替わり」となる県債

注3：補正予算債とは、政府の経済対策に伴う追加公共事業等に係る地方負担分を充当する県債のうち、本県の実質的な負担がゼロ（交付税措置率が100%）のものだけを抽出している

注4：国土強靱化関係事業債とは、防災・減災に資する事業を実施するために発行される県債のうち、「防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債」、「緊急自然災害防止対策事業債」及び「緊急浚渫推進事業債」をまとめてこのような表現としている。

【参考】試算の前提条件

1 試算する会計

試算は、一般会計を対象としました。

2 試算の期間

試算の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間としました。

3 経済成長率

内閣府「中長期の経済財政に関する試算（令和7年1月17日経済財政諮問会議提出）」（以下「内閣府試算」という。）における名目GDP成長率（過去投影ケース）を用いました。

令和7年度：2.7%、令和8年度：1.4%、令和9年度：0.9%、令和10年度：0.9%、令和11年度：0.8%

4 試算の考え方

項目別の試算の考え方は以下のとおりです。

		試算の考え方
入	県 税	・各年度の名目GDP成長率を参考に試算しました。
	地方交付税	・普通交付税は、基準財政需要額について、公債費等を個別に試算したうえで、その他の経費を、原則として令和7年度と同額で見込みました。また、基準財政収入額については、本県の一般財源収入に連動して増減するものとしてしました。 ・地方譲与税については現行制度のもとに各年度の名目GDP成長率を参考に試算しました。
	県 債	・臨時財政対策債については、令和7年度と同額で見込みました。 ・その他の県債は、歳出に連動するものとして現行制度のもとに試算しました。
	そ の 他	・国庫支出金等の特定財源は歳出に連動するものとして試算しました。
出	人 件 費	・現行制度及び職員の定年引上げの影響を踏まえ所要額を見込みました。
	社会保障関係経費	・現行制度のもとに所要額を見込みました。
	公 債 費	・原則として「内閣府試算」の金利変動見通し（過去投影ケース）を参考に試算しました。
	一般行政費	・税等交付金については、県税の伸びに連動させて試算しました。 ・その他の経費は、原則として「内閣府試算」の消費者物価上昇率（過去投影ケース）を参考に試算しました。 ・事業費が大きい又はその変動が大きく、財政収支への影響が大きいと考えられる一部の事業については、原則として令和11年度まで個別に積上げを行いました。
	投資的経費	・原則として「内閣府試算」の消費者物価上昇率（過去投影ケース）を参考に試算しました。 ・事業費が大きい又はその変動が大きく、財政収支への影響が大きいと考えられる一部の事業については、原則として令和11年度まで個別に積上げを行いました。